

日本バイオプラスチック協会

規 約

日本バイオプラスチック協会

日本バイオプラスチック協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日本バイオプラスチック協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックの技術的事項および評価方法等に関する調査、研究を行うとともに、内外関係機関等との交流を促進すること等により、生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックに関する技術の確立および実用化の促進、生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックの社会的貢献の推進等を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を東京都に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックに関する技術の調査、研究
- (2) 生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックの評価方法に関する調査、研究
- (3) 生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックに関する情報の収集、蓄積、分析、提供
- (4) 生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックに関しての内外関係諸機関との交流
- (5) 生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックに関する広報、啓蒙
- (6) 生分解性プラスチック及びバイオマスプラスチックに関する識別表示制度の運用
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 会員は、正会員、賛助会員、マーク会員及び期間限定マーク会員の4種とする。

(正会員)

第6条 本会の目的に賛同し、本会の事業に積極的に参画するものを正会員とする。

(賛助会員・マーク会員・期間限定マーク会員)

第7条 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力するものを賛助会員とする。

2. 認証事業にのみ関わるものをマーク会員とする。
3. 当該年度4月1日以降、当該年度3月31日迄の期間にマーク会員として入会

し、マーク会員としての権利を当該年度に限定するものを期間限定マーク会員とする。

(入会)

- 第8条 正会員、賛助会員、マーク会員または期間限定マーク会員となることを希望するものは、所定の書面にて申込をし、幹事会の承認を経て加入することができる。新規入会があった場合には、次の総会に報告するものとする。
2. 期間限定マーク会員で次年度以降にマーク会員への移行を希望するものは、所定の書面にて申込をし、幹事会の承認を経て移行することができる。新規移行があった場合には、次の総会に報告するものとする。

(退会)

- 第9条 退会を希望する会員は、本会に対し所定の退会届を提出しなければならない
2. 退会する場合は、未納の会費その他の負担金を徴収し、既納の入会金、会費及びマーク使用申請費はいかなる場合も返還しないものとする。

第3章 役員および事務局

(役員の数)

- 第10条 本会には、会長1名、監査2名以内を置く。また、必要に応じて副会長3名以内、事務局長1名を置くことができる。

(役員の選任)

- 第11条 会長、副会長および監査は、総会において正会員のうちから選任する。
2. 事務局長は、総会の同意を経て会長が選任する。

(役員の仕事)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 事務局長は、会長の指示を受けて会務を処理する。
 4. 監査は、会務および会計を監査する。

(役員の仕事)

- 第13条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員は、任期終了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
 3. 補欠または増員のため選任された役員の仕事は、前任者または在任中の役員の仕事期間とする。

(顧問)

- 第14条 本会に顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、総会の承認を経て会長がこれを委嘱し、本会の仕事に関して会長の諮問に応じる。

(事務局)

第 15 条 本会の事務を処理するため事務局を設けることができる。

2. 職員は、会長が任免する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 16 条 会議は、総会、幹事会、および委員会とする。

(総会の招集)

第 17 条 通常総会は、会長が事業年度終了後 3 カ月以内にこれを招集する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。

3. 会員の 3 分の 1 以上が会議の目的を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(招集の方法)

第 18 条 総会を招集するには、会日より 2 週間前までに、日時、場所および会議の目的とする事項を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

2. 総会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第 19 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他本会の運営に関する事項

(総会の議長)

第 20 条 総会においては、会長が議長となる。

(定足数・議決権)

第 21 条 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。

2. 総会における議決権は、正会員 1 個とする。

3. 総会の議決は、特に定める場合のほか、出席正会員の過半数の同意をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 総会に出席しない正会員は、他の正会員に委任して議決権を行使することができ、これを出席議決権とみなす。

(幹事会)

第 22 条 幹事会は、正会員の中から 5 名以上 20 名以内をもって組織し、会長が総会

の承認を経て選任する。

2. 幹事会は、規約に定めてある事項および事業の実施に関し必要な事項を審議決定する。
3. その他幹事会の運営等に関して必要な事項は、総会の承認を経て別に定める。

(委員会)

第 23 条 事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について調査および研究し、又は審議する。
3. その他委員会の組織、構成および運営に関して必要な事項は、幹事会で議決し、会長の承認を得て、別に定める。

(議事録)

第 24 条 会議の議事録は、議長が作成し本会に保存する。

2. 総会の議事録には、出席した会員中、議場で定める 2 名以上の者が、これに署名するものとする。

第 5 章 会 計

(会計)

第 25 条 本会の運営に必要な資金は、入会金、会費、寄付金およびその他の収入でまかなうものとする。

(会費)

- 第 26 条 正会員、賛助会員、マーク会員および期間限定マーク会員は、本会の定めるところにより会費を納入しなければならない。
2. 会費は、これを通常会費および臨時会費とする。
 3. 臨時会費は、臨時の事業を行うため必要に応じて総会の承認を経て徴収するものとする。

(事業年度)

第 27 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財務諸表)

第 28 条 会長は、毎事業年度終了後すみやかに財産目録、収支決算書および事業報告書を作成し、監査に提出しなければならない。

(監査)

第 29 条 監査は、前条の書類を受理したときは遅滞無くこれを監査し、その意見を会長に報告しなければならない。

以上

付 則

1. 初年度の事業年度は、設立総会の日より翌年の 3 月 31 日までをもって、1 事業年度とする。

沿 革

1989年10月4日	制定施行
1990年5月30日	一部改定
2000年6月15日	一部改定
2001年6月25日	一部改定
2002年6月24日	一部改定
2003年7月11日	一部改定
2004年4月23日	一部改定
2006年6月13日	一部改定
2007年6月14日	一部改定

日本バイオプラスチック協会会費規則

- | | | | | |
|---------|-----------|----|------|----|
| 1. 通常会費 | 正会員 | 年間 | 45 | 万円 |
| | 賛助会員 | 年間 | 37.5 | 万円 |
| | マーク会員 | 年間 | 7.5 | 万円 |
| | 期間限定マーク会員 | 年間 | 7.5 | 万円 |
2. 臨時会費 本会の事業として特に必要と総会で承認された事業に関する費用であって、当該予算案の総会での議決を経た後、正会員から均等に徴収する。なお、賛助会員から臨時会費を徴収しようとする場合には総会の議決を必要とする。
- | | | | |
|--------|-----------|----|----|
| 3. 入会金 | 正会員 | 60 | 万円 |
| | 賛助会員 | 50 | 万円 |
| | マーク会員(*) | 10 | 万円 |
| | 期間限定マーク会員 | 免除 | |
- (*) 期間限定マーク会員からの移行時にも適用
ただし、設立準備等に貢献したと認められる会員については、設立総会の議決を経て、入会金を免除もしくは減額することができる。
4. 会費の徴収 会費の納入義務は、
- ① 通常会費にあつては、当該事業年度の初日に当会に所属する会員に生ずることとし、1.に定めた年間会費を徴収するものとする。
なお、支払い方法については、原則として一括とする。
 - ② 臨時会費にあつては、議決した日に義務が生ずるものとする。
なお、支払い方法については、原則として一括とする。

以上

沿革

- 1989年10月4日 制定施行
2000年6月15日 一部改定
2001年6月25日 一部改定
2006年6月13日 一部改定
2007年6月14日 一部改定